

## 湖西市中小企業 DX 推進支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、デジタル技術を活用し、生産性の向上、新たな受注開拓業務の効率化等を図る市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の取組を支援するため、デジタル技術の導入及び活用に要する経費に対し、予算の範囲内において湖西市中小企業DX推進支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和51年湖西市規則第18号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 補助金の交付の申請をした日において、市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業を行う事業者

イ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業者

ウ 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者でないこと。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、生産性向上を目的としたデジタル技術の導入に係る事業であって、市長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことのある事業又は国、県その他の機関から同様の補助金等の交付を受け、若しくは受ける見込みのある事業

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるもののうち、補助対象事業の執行に必要と認められるものであって、補助対象事業が完了した年度に発生した経費とする。

補助対象経費	補助率及び限度額
ソフトウェア購入費、開発費、委託費、外注費 及び更新費 クラウドサービス利用費 その他事業遂行のために必要とする経費	補助対象経費の2分の1以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。
IT人材活用のためのマッチング支援企業に支払う委託料及び手数料、IT人材に支払う報酬又は委託料	補助対象経費の全額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1者につき同一年度内において1回限りとし、補助額は最大で20万円とする。

3 第1項の表に掲げる補助対象経費の区分の額の合計が5万円に満たない場合は、補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者は、湖西市中小企業DX推進支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 湖西市中小企業DX推進支援補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 湖西市中小企業DX推進支援補助金収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第3号）及びその根拠となる書類
- (3) デジタル化ツールの概要が確認できる書類等の写し
- (4) 定款、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- (5) 直近の決算書（個人の場合にあつては確定申告書）の写し
- (6) 会社案内等
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要とする書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (7) 補助金の交付を受けた年度終了後の5年間、市長の求めがあったときは、各年度における補助対象事業の成果等を報告し、又は意見聴取等に協力しなければならない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守すること。  
(交付決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、湖西市中小企業DX推進支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助金の交付申請の取下げをするときは、湖西市中小企業DX推進支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（変更の承認申請）

第9条 第5条の規定による申請の内容に変更の承認を受けようとするときは、湖西市中小企業DX推進支援補助金変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 湖西市中小企業DX推進支援補助金変更事業計画書
  - (2) 湖西市中小企業DX推進支援補助金収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）
- （変更決定の通知）

第10条 市長は、補助対象事業の変更を決定したときは、湖西市中小企業DX推進支援

補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（完了報告）

第11条 補助対象事業が完了したときは、湖西市中小企業DX推進支援補助事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の当該事業年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 湖西市中小企業DX推進支援補助金事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 湖西市中小企業DX推進支援補助金収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）及びその根拠となる書類
- (3) 事業の実施経過が確認できる書類、写真等

（交付確定の通知）

第12条 市長は、前条の規定により補助対象事業の完了の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、湖西市中小企業DX推進支援補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、湖西市中小企業DX推進支援補助金請求書（様式第11号）により市長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（交付決定の取消しの通知）

第15条 補助金の交付決定の取消しの通知は、湖西市中小企業DX推進支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付の申請に係る消費税仕入控除額等の減額 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額 実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して提出するものとする。
- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(湖西市告示第 68 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）湖西市長

住所又は所在地  
氏名又は名称

湖西市中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり交付を申請します。なお、補助金の申請にあたり、別添「湖西市中小企業DX推進支援補助金の申請に関する誓約」に同意します。

記

1 事業の内容	
別添の事業計画書のとおり	
2 補助対象事業に要する経費	
ソフトウェア購入費・開発費・ 委託費・外注費・更新費 クラウドサービス利用費 その他経費（ ）	円
IT人材活用のためのマッチング 支援企業に支払う委託料・手数料 IT人材に支払う報酬・委託料	円
3 補助金交付申請額	円
4 補助対象事業完了予定期日	年 月 日

別添

### 湖西市中小企業DX推進支援補助金の申請に関する誓約

私は、湖西市中小企業DX推進支援補助金の申請にあたり、次の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、補助金の決定の取消、補助金の返還等に応じます。また、それにより生じた損害について、当方が一切の責任に応じるものとします。

- 1 交付の要件を全て満たし、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 補助金の申請にあたり、提出する書類の写しは、全て原本を相違ありません。
- 3 国、県その他団体の補助金等を受けた、又は受ける予定はありません。
- 4 関係書類の追加提出の求め、申請に関する聴取又は調査があった場合は、必ずこれに応じます。
- 5 市内で事業を営んでおり、申請日時点で倒産又は廃業していません。また、補助金の交付を受けた後も、市内において事業を継続する意思があります。
- 6 市税の滞納はありません。また、この申請にあたり、市税の納付状況について市が調査することに同意します。
- 7 申請書（代表者）、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が、湖西市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- 8 申請内容の虚偽又は、不正が疑われる場合は、市が警察に通報することに同意します。
- 9 補助金の返還を命ぜられたときは、加算金及び延滞金の支払いに同意します。

様式第2号（第5条、第9条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者の概要

企業名		代表者氏名	
市内で事業を開始した日	年 月	資本金	万円
業種	業	従業員数	名

（注）業種は、以下から該当するものを選択してください。  
（製造業・建設業・運輸業・卸売業・サービス業・小売業・その他）

2 事業の内容

① 事業名	
② 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
③ 現状と課題	
④ 目的と取組内容	
⑤ 事業の目標と今後のプラン	

備考 導入するソフトウェアの内容が分かるパンフレット等をご提出ください。

備考 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。



様式第3号（第5条、第9条、第11条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額)	変更予算額 (決算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額)	変更予算額 (決算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 支出明細

区 分	金 額	積算基礎
	円	
計		

(注) 積算基礎の根拠となる見積書やパンフレット等をご提出ください。

第 号  
年 月 日

申請者（氏名又は名称） 様

湖西市長



湖西市中小企業DX推進支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった湖西市中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金 円

条 件

- 1 補助金は、補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助対象事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 補助対象事業の事業運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 事業完了の日から起算して7日を経過した日又は当該事業年度の末日のいずれか早い日までに補助対象事業の完了報告書を市長に提出すること。
- 6 湖西市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第5号（第8条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）湖西市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた湖西市  
中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- 3 取下げをする交付申請に係る補助対象費用及び補助金額

様式第6号（第9条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）湖西市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた湖西市  
中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり事業の変更を申請します。

記

- 1 事業の計画変更の理由
- 2 計画変更の内容

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

湖西市長



湖西市中小企業DX推進支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった湖西市中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり事業の変更を承認したので通知します。

記

- 1 変更に係る補助対象事業の内容は、年 月 日付け変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助金の額は、次のとおりとする。

前回までの交付決定額 円

今回変更増減額 円

変更交付決定額 円

様式第8号（第11条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助事業完了報告書

年 月 日

（宛先）湖西市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた湖西市  
中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

1 事業の内容及び成果

別添の事業実績報告書のとおり

2 事業収支の状況

別添の収支決算書のとおり

3 補助金の交付申請書と相違した場合はその理由

4 その他

---

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査結果の意見

審査（検査）担当者

様式第9号（第11条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金事業実績報告書

企業名（名称）	
代表者氏名	

① 事業名	
② 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
③ 補助対象事業の取組内容	
④ 事業の効果	
⑤ 今後のプラン	

様式第 10 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

湖西市長



湖西市中小企業DX推進支援補助金確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった湖西市中小企業DX推進支援補助金  
について、審査の結果、下記のとおり交付を確定したので通知します。

記

金 円



様式第11号（第13条関係）

湖西市中小企業DX推進支援補助金請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた湖西市中小企業DX推進支援補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 湖西市長

所在地  
名称

代表者名

振込先

金融機関名 ( ) 店名 ( )

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義

様式第12号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

湖西市長



湖西市中小企業DX推進支援補助金交付額決定取消通知書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定をした湖西市中小企業DX推進支援補助金について、下記のとおり全部（一部）を取り消したので通知します。

記

1 交付決定の取消額

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 今回取消額 | 円 |
| (3) 更正決定額 | 円 |

2 取消しをする理由

様式第13号（第16条関係）

仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）湖西市長

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、湖西市中小企業DX推進支援補助金交付要綱第16条第3号に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け第 号による額の確定通知額  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）  
金 円

備考 参考となる資料を添付すること。